## ■地域の環境と労働者

## 1. ドヤ街、スラムとしての実態

あいりん地区は「釜ケ崎」と呼ばれて60年以上の歴史 を持っている。 西成区の東北隅にあり、 而精  $0.62\,\mathrm{m}^2$ 。 スラムというありがたくないレッテルをはられている。 スラムの学問的規定はむずかしいようだが、ここではわ かりやすい「極貧者の密住地域」の意味で理解していた だきたい。終戦前までは、社会的性格として停滞的であ ったスラムが、終戦後特に朝鮮戦争の昭和26年ごろから 30年ごろに、ぼう大な日雇労働者が住むようになってか ら、地域の様相に変化が現われた。多数の労働者を受け いれるための簡易宿泊所 (ドヤ) やアパートが、地域の 中心的建てものとなり、これにつれて酒屋、飲食店、遊 技場、風俗営業その他が続出した。スラムからドヤ街的 性格が強くなったのである。西成警察署の42年3月の調 査によれば、戸数 9.622戸、人口 44.852人(大阪市の平 均人口は1.0 km2に 15.000であるから、ここの人口密度 がいかに高いかがわかる)推定労働者人口13,555人。ド ヤ街的性格としての簡易宿泊所258、アパート117、旅館 30、計405、スラム的性格としての共同住宅55、バラッ ク153、計208となっている。この地域の特質として、古 物商255、質屋11、金属くず商11、行商65、パチンコや 麻雀等の遊技場37、立ちのみ屋 (スタンド) 99、酒類販 売13、食堂107、ホルモン22、その他喫茶店、すしや、 お好み焼、中華料理など107の計数があげられている。 他の地域とは、全く異った牛業形体の集落であることが 理解されるであろう。

#### 2 労働者の就労形態

ここの日雇労働者はおそらく毎日500名 — 1,000名、 あるいはそれ以上の数が絶えず流動(出入)しているの で、日々上下している。大まかではあるが、ここに 4 つ の就労強態にわけて、その概数を推計すると次のように なる。

第1は、西成労働出張所を通じて求職するグループ。 失対と民間雇用を合わせて約1,500名、比較的高年齢層 の男女で、賃金も低く、失対700円 — 800円、民間で 1,200円前後、移動も少なく、停滞的である。(同出張 所の登録労働者は約4,500名、上記の数字はあいりん地 区の居住者だけである)。

第2は、西成労働福祉センターを経て、就労するグループ。景気の好、不況、夏、冬の四季で、集合数がおびただしく変動する。不況、どん底の40年後半から、41年の前半へ冬枯れのころは、2,000名から3,000名集まって就労数が1,000—1,500名、夏場の好況になると、4,00

0名―6,000名集まって、就労2,500名―3,500名に上昇する。41年の夏は活況を呈し、その最高は8月26日の4,078名であった。この実数はセンターに届け出たものだけだから、無届けも合せれば、4,500名はこえたであろう。ここの労働者は若く、労働力がたくましいのが特徴である。30オ―35才までが最多数で、50才以上になるとぐんと少なくなる。典形的な日雇労働者であり、若くて労働力があるから賃金もよく、当年度は平均1,500円に上昇した(前年度は1,300円)。 殆んどが単身、自由というよりは、気ままといった方がよく、流転と移動がもっともはげしい。

第3は、とび職、屋根屋、大工、左官、ブロック工など、有技能の職人グループ。いずれの職安機関にも依存せず、常に連絡あるそれぞれの親方とか手配師と話し合い(口頭の雇用契約)、数人の小集団で、国鉄、地下鉄バスを利用して仕事に行く。技能者だから賃金もよく、2,000円前後、条件ではそれ以上の時もある。その数は約2,000名と概算され、住宅持ちもいるが、やはりアバート住いが多く、世帯持ちよりは単身者が圧倒的で第2グループと同様、流動が多い。

第4は、一定の工場や周辺の小企業に直行または常用で稼動している労務者で、ドヤやアパート住いもいるが住宅を持っているものもあり、定着性は前二者に比べると、安定性があると見なければならない。その数はつかみにくいが、3,000名前後と見られている。

これら 4 つの グループを 合算した 概数が、 好況期の 15,000名 (昭和39年夏) から、不況時の10,000名 (昭和 40年冬) ぐらいに、最大約5,000名の大巾をもって、1 年中増減、流動するのが、あいりん地区の労働人口の見 とり図である。西成警察署が簡易宿泊所の協力を得て、 40年12月から41年11月の1年間、毎月20日を期して、そ の宿泊労働人口を調査した。12ヶ月の平均数は、対象簡 易宿が 265軒 (最大収容数 20,766名) 宿泊の日雇労働者 9,466名、その他男子(有技能者、工員等か)2,254名、 計11,722名となっている。これにはアパートが調査対象 になっていないから、ここに宿泊する数を 2,000名と見 れば、労働者は約1万3千から1万4千名と概算され る。これが41年度の実態と見る。なお、この調査で女子 の宿泊1,479名、子供606名、計2,085名が計上されてい る。ここでも男と女の数の特異なアンバランスを示して いる。

このぼう大な数の労務者は、職を求めて全国から集まったものであるが、その80%は関西以西を本籍地とするもので、大多数は 労働意欲が強く、 真面目に 働いている。しかしこの地域の特性として、その一部にはすでに 労働能力のないもの、労働意欲を喪失したもの、労働を逃避するものも住みついている。その代表的なものはア



寒い1月の未明5時40分、労務者輸送バスの整列

ルコール中毒者、精神異常者、病弱者等である。西成署が41年に取扱った泥酔保護 4,795件、精神異常者 86名、行路病人2,345件、変死人115名となっている。これに加えて、他に寄生して徒食しようとする、西成署のいう「不良労務者」や生活立て直しに希望を失っている累犯者等が相当数入り交っていることに留意しなければならない。

## 3. 暴力と犯罪と暴動

この地域は犯罪の多い地帯としても知られている。西 成署の統計によると、41年の刑法犯1,435件(西成区全 域との対比23%)風俗営業等で違反した特別法犯735件 (48%)をあげ、また暴力団51団体1,377名、ぐれん隊 1,000名、売春婦210名、男娼50名等を記録している。

これとは別に、労働者どうし、労働者と手配のけんか 暴力沙汰は残念ながら非常に多い。特に酒の上でのいざ かいは、殆んど毎日のように、どこかでもちあがってい る。

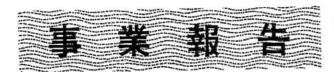
こうした地域の特異性格をバックとして、群集による 暴動事件が、5月28日(3日間)と6月21日(3日間) の2回発生した。その原因はいろいろあげられており、 暴動の参加者が一部の不良労務や暴力団員とそのおだて にのった少数の日雇労働者とされているが、日頃劣悪な 環境に起居し、一般社会から疎外されている日雇労働者 が、日常の不満を爆発したという根拠に、われわれ労働 福祉や民生福祉にたずさわる機関と施設は深甚な考慮を 払わなければならない。

#### 4. 豊富な労働源

いわゆる「黒の面」もあるこの地区であるが、ここには実に豊富な労働源が存在することに注目しなければならない。毎日、少なくとも7,000名、それ以上の労働者が大阪市内外をはじめ近府県に稼動している。その社会的・経済的効果を年間に見積もれば、ぼう大なこと論ずるまでもない。ここの労働者の平均賃金を少なく見積って、1,200円として、1日7,000各稼動するとすれば、840万円の現金収入があり、この多くの部分がこの地区で消費されるわけである。簡易宿泊所や飲食店、遊技場が絶えずはんじょうするのもうなずける。上の数字を1年365日として算定すれば、実に30億2千4百万円の巨額に達する。直接支払われた賃金がこれだけだから、そのあげた経済効果の形成は何倍かになるであろう。

おわりに、労働省、大阪府をはじめ、建設省、厚生省等の行政当局があいりん地区の労働福祉や民生安定に大きな配慮を寄せ、その施策の実際的ブランを新聞紙上等で発表しているのは周知の通りである。労働行政については、センター寄り場の拡大新設にあわせ、広く労務者のための各種厚生施設その他の建設と開発が積極的に具体化され、近く実現のはこびになるということは、まことによろこばしいことである。

以上ご諒承いただきますように、この地域における日 雇労働者の雇用と福祉の改善がなかなか容易なものでな いことをご理解いただきまして、本事業報告をご覧ねが います。



# 昭和41年4月1日から昭和42年3月31日まで

# I 就労あっせんの事業

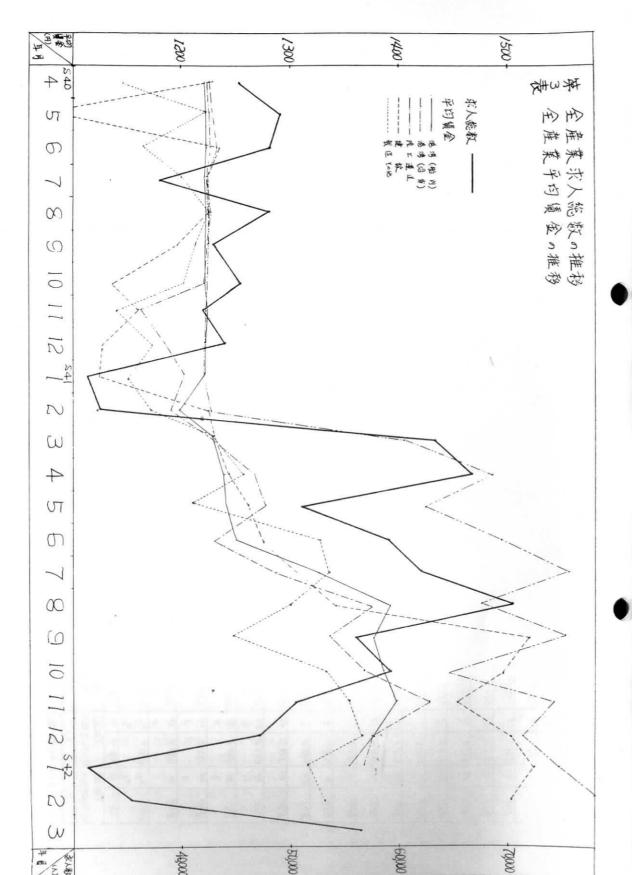
- 1. センターの無料職業紹介は、求人求職双方が自由に話しあって(口頭契約)きめる、相互選択方式の就労あっせんである。本事業は、昭和36年9月1日(いわゆる第一次釜ケ崎事件の発生した8月1日の1ケ月後)に大阪府労働部西成分室として着手された事業一切を、昭和37年10月1日にセンターが受けついだもので、毎早朝午前5時45分から同8時まで、午後3時から同6時まで行っている。(休業は年末31日と年始の3日間だけ。)紹介現場は、センター寄り場が手ぜまなため、西成区東四条三丁目の国道、尼ケ崎 平野線が東西に走る20m×300mの道路上のあき地でやむを得ず実施している。
- 2. センター寄り場に集る日雇労働者は、この地域の 全労働者でなく、約その3分の1ぐらいであって(まえ がき参照、)求人減の冬季は最低2,500名、求人蛸の夏場 は最高6,000名が概算される。

当年度の就労(求人)数は、センター開設以来の最高で 645,445名を記録した。これは不況だった40年の533,232 名を 112,213名を はるかに上まわり、1.21倍の上昇率で ある。産業別では建設業の300,114名をトップに、港湾 運送業の234,308名、以下陸上運送業、製造業の順にな っている。季節的には、7月、8月がカーブの山をなし 12月と翌1月が底になっているのは、例年通りである。 月別に見ると、最高は8月の70,375名として、4月66,1 84名、7月62,020名とつずいている。4月は年度会計の 最終が5月であることと、公共投資の国家予算が決るこ とから、仕事が一時にふえるものと判断される。月間最 少は32年1月の31,480名、2月の35,372名も例年通り、 不況というよりは、季節的求人減と見る(高浪による港 濟荷役の休業、寒気による土建業の停滞等)。幸い当年 度は雨つずきの日が少く、最も心配される6月も59,105 (1日平均1,970)名(40年は48,031名)の良成績だっ たが、5月は多少の多雨にわざわいされて51,017名にす ぎなかった。世間を騒した暴動と就労についてであるが 第1次の暴動の5月28日(土曜)は雨で就労1.257名、 残留(あぶれ)300名、雨の日としてはむしろ良好な数 字であり、29日はかなりの雨と日曜が重なって、315名 (あぶれ150名)、30日は晴れて1,120名(あぶれ500名) 31日は2,507名(あぶれ400名)を示し、29日はやむを得 ないとして 直接あぶれが 原因の さわぎとは 推論出来な い。第2次の6月21日(火)は就労1,860(あぶれ900名

- )名、22日 2,503 (あぶれ 800) 名、23日2,143 (あぶれ 450) 名で、22日のごときは、求人にきたバスや 乗用車が、就労希望者がないため10台も残ったままだったほどなので、今度の騒ぎに関しては、就労とは関係がうすいように判断される。
- 3. センターで残留という未就労(あぶれ)は毎朝午前8時に推定数をまとめたものの概算である。この残留(あぶれ)数も197,820(今まで最も多かったのは39年度の161,425)名と最高を示した。まえがきで説明したように、センターの就労数とあぶれ数は逆比例せず、いつでも正比例するのが特徴で、月別に見ても就労が多かった月は、残留も多くなっているのがほぼ通例となっている。(別表参照)。さらに注意したいのは、ここのあぶれの中には、就労したくとも仕事がない、という正しい意味の失業労働者だけでなく、様子見のひやかし、傷病労働者、深酒で就労不能なもの、精神異常者、労働者にたかろうとする寄生労働者などが相当数いることである。ここの労働福祉を向上、前進させるためには、職業紹介機関だけでなく、厚生一啓蒙機関だとか、整備された医療一矯正施設が必要であることが要請される。
- 4. 賃金は40年度平均1,200円に対し、41年はいずれ の職種でも1,300円以上になっている。別表の統計は、 業者から届け出られたものだが、好況になり求人がきゆ うくつになると、交通費だとか、昼食費その他の名目の 加算が付加されるから、実際は1,400円と見るのが至当 のようである。産業別に賃金の上昇期を見ると、港湾運 送と陸上運送は41年の7月をさかいに、建設は少しおく れて、9月から上り、製造その他は停滞気味である。景 気が出て来たことと、夏の求人難に対応したことが原因 と見られるが、特に港湾荷役関係では、7月1日から港 湾労働法が実施され、可なりのおもわくも関連があった ようだ。さらに特記したいのは、船内荷役のオール・ナ イトが9月ごろから大巾に上昇したことで、12月の平均 が3,400円以上の、かってなかったことである。 年度の 平均は2,988円で低いが、これは7月以前が低額だった ためで、9月後は3,300円を持続している。建設の年度 平均は1,403円、陸上運送の同平均1,512円と高額なのは 高賃金の自動車運転手もこれに含まれていること、製造 その他が1,307円で最も低いのは、その職種が単純な手 伝、補助の仕事が多いことによる。いずれにしても、大 阪の賃金は他の六大都市と比較して、低賃の定評とそし りをまぬがれなかった。可なり改善されたことは、よろ こばしいことである。

新公 十 十	- <del> </del>	ω	2	ชลี≉า42. ]	12	=	0	9	8	7	6	9	母器和41.4	21.4 ~ 41.3	824n aq.4	824138.4	₩28和37.4	92.4c o≠ 24.3	年 月	海类	G Mr
45	7.393	790	693	412	. 38/	339	452	593	783	489	9770	676	8/5	_	N	`			字數	能語	
89.328;# 1081.	143.039	13.889	12.510	11.352	9.738	7.976	11.703	14.615	18.742	11.273	13.738	8.191	9.3/2	14.568	20.806	14.586	4.235	2.6624	人数	当	H
1081	5.078	140	184	374	844	474	607	526	449	396	337	375	553	s.	ນ	\$ 1			件数	できま	
1081.085 4	91.269	1.871	2.060	5.505	5.280	5.700	7.578	7.015	8.045	6.609	11.459	11.729	18.418	217.913	283.115	224.673	77.964	43.1128	人数	莱平平	Ħ
18828	2.974	547	308	191	EEE	306	346	227	388	211	154	170	203	2.289	4.763	4.630	2.25/	2,021	件数	8本」	
191.374	12.493	3.228	1.247	7/3	1.030	870	1.291	847	1.100	111	504	650	602	10.768	52.228	47.872		33.317	人数	8 <del>左上運送業</del>	Ħ
16.5.99	14.995	1.287	737	\$85	1.187	1.506	1.664	1.445	1.710	1.724	909	867	1.424	10.083	13.480	13.008	9.673	5.360	件数	海	
1130.658	300.114	23,705	11.860	7.211	22.503	28.467	31.638	27.095	31.917	34.744	26,232	23.351	31.391	209.738	233.377 5.414	208.171	126.026 12.731	53,232	人数	乾業	IV
37.484	5.389	752	403	388	455	43/	455	432	650	864 7	307	299	372	4.188	1,475	5.670	12.731	2 4.092	存数	爱	П
475. 828	48.530	13.622	7.695	6.699	8.575	7.52/	7.452	6.683	10.571	8.983	7.172	7.096	6.461	94.813	70.177	55,772	120.472	36,064	人数	活業(生命)	V
192.339	35.829	3.516	3.325	1.847	2.694	2.956	3.424	3.223	4.095	3.3/8	2.677	2,387	3,367	3/./28	44,463	468.7€	28.890	14.135	作数		
2878.945	9 645,445	56.315	35.372	31.480	47.126	50.534	4 59.662	3 56.255	5 70.375	8 62.020	7 59.105	7 51.017	7 66.184	8 533,232	3 638.897			5 165.725	人数	=	IN
200.000	197.820	14.600	10.500	12.050	16.650	16.700	17.400	21,100	20,850	19.950	14.250	15.670	18.100	158.640	161.425	126.150	96.060	102.147	と数	推定数	IIA
	98	113	83	65	86	98	110	107	132	107	89	77	112	85	123	105	80	83	件数	* 0	_
	1.768	1.816	1.261	1.124	1.520	1.684	1.923	1.875	2.269	2.000	1.970	1.645	2,202	1.460	1.770	1.482	995	797	人数	イ数	III
	268	e.	≈.	19	10	۰ م	٥.	0.	26.	25	6.	7	14	ພ - ພ	2.4	2 . 00	2.9	6 30	Ф	月間(東層)	
	4.078	2.894	1.888	1.715	2.868	3.018	3./22	3.558	4.078	3.585	3.814	2.586	3.518	3.034	3.299	2.560	2.167	1.969	人数	月間東局私数(年間)	X
		cy.	es.	t.	3/	14	N ·	4	16	ω.	\·	22	w	4.1	5.9	2.5		4 9	۵		
		526	508	179	13	28E	204	308	522	304	484	168	368	202	82	848	228	40	人数	月間敦医乳費	X

(13)



(14)

产業別		港		湾	運		送			P+ 1 '#'*	7-h =n.	製造
就分式		船	内			沿	岸			座上運达	建 設	製 造 その他
が時間	定時	半 夜	オールナイト	夜 勤	定時	半夜	オールナイト	夜	勤	定時	定時	定時
41. 4	1,240	1,563	2,535	1,566	1,268					1,484	1,243	1,258
5	1,243	1,594	2,751	1,504	1,278	-				1,423	1,261	1,210
6	1,251	1,664	2,663	1,477	1,230					1,493	1,275	1,324
7	1,328	1,773	2,801	1,436	1,288					1,559	1,312	1,336
8	1,391	1,833	2,828	1,757	1,372					1,474	1,341	1,300
9	1,378	1.821	3,012	1,729	1,337					1,545	1,520	1,247
10	1,386	1,866	3.244	1,738	1,379				b.	1,444	1,495	1,331
11	1,398	1,830	3.347	1,796	1,429					1,541	1,454	1,357
12	1,377	1,814	3,428	1,761	1,378					1,517	1,503	1,364
42. 1	1,350	1,888	3,278	1,769	1,367					1,548	1,524	1,317
2										1,606	1,506	1,333
3												
	就労時間 41. 4 5 6 7 8 9 10 11 12 42. 1 2	41. 4 1,240 5 1,243 6 1,251 7 1,328 8 1,391 9 1,378 10 1,386 11 1,398 12 1,377 42. 1 1,350 2	### 25  ## 25  ## 25  ## 26  ## 26  ## 26  ## 26  ## 27  ## 26  ## 27  ## 26	新	新 内	## 内	新田   大子   大子   大子   大子   大子   大子   大子   大	新田   京田   本 夜   オール   夜 動 定 時   半 夜 オール   ナイト   夜 動 定 時   半 夜 オール   ナイト   夜 動 定 時   半 夜 オール   ナイト   41. 4	新田   内   内   内   内   内   内   内   内   内	新田   京   京   京   京   京   京   京   京   京	新   内   沿   岸   陸上運送   日本   日本   日本   日本   日本   日本   日本   日	A

※港湾労働者(船内・沿岸)の紹介業務が2月から大阪港労働公共職業安定所の一本扱になったので 賃金統計は現在整理されていない。

# 日雇労働者失業保険と同 保健康険加入のあっせん

第 2 表

この地域の労働者は就労先が一定せず、住所も簡易宿 泊所を転々として定まらないので、社会保険(失保、健 保) の加入手続がむずかしく、また事務的にも面倒がっ て、せっかくの社会保障の権利から遠ざかっている。

この障害をとりのぞくため、センターは昭和40年4月 から、管轄の職業安定所(西成労働出張所)と社会保険 事務所(玉出)の理解と協力を得て、センターの日雇登 録労働者にかぎり、居所の一定しないものについては、 センターの所在地を連絡場所として、保険申請の住所に 認めてもらうことにし、地域の日雇労働者の全面的社会 保険加入を勧奨して来た。特に失業保険の促進について は、日雇労働者が職安行政にのって日々就労するように 加入にあたっては日雇失業保険手帳にあわせて、職安の 日雇求職票を代理交付し、職安の利用の向上と就労の正 常化をはかった。

以来、2年目をむかえるのであるが、職員のたゆまな い努力にかかわらず、社会保障の手続を行った労働者の 数は、失業保険で1,082名、健康保険で2,023名となって いる。センターに常時接触している日雇労働者数を3,50 0名(冬)ないし6,000名(夏)とすれば、この加入数字 は決して大きなものでない。

## A 日雇労働者失業保険

センターが職安から交付を受け、日雇労働者に代理交 付した失業保険手帳と求職票の総数は1,082名、このう ち職安のルートで正常な紹介を受けて就労した延人員は 1,276名、このなかには 職安紹介の事業所で直行労働者 となり、その事業所の有効労働力に固定している延数57 2名が含まれている。 またアブレた日に失業保険金の給 付を受けた労働者の給付回数は、延275回で、これを月 割りにすると、わずかに延16回にすぎず、ごく少数の労 働者しか失業保険金の給付を受けていないことが知られ る。なぜか?

まず、この保険金給付を受けるには、アブレの当日午 前7時まで出頭せねばならない。また1ヶ月の間に1回 も求職出頭しない場合は、求職票は失効となって、翌月 からは失業の認定が受けられないこと、ドヤーと一般飯 屋で生活する日雇労働者にとって、520円(改正されて7 00円になるという)の保険金額は余りに少額であること など、この地域の日雇労働者の求職の実情に合致しない 点が大きい障害となっている。この結果、失業保険手帳 と求職票の無効をかこち、手帳や求職票を破りすてる者 も往々あり、一般的傾向として手帳を所持することに魅 力を持たず、健康保険の申請だけの手続きを求めるのが

第 4 表

## 当センターを通じて西成労働出張所より交付された 失業保険手帳・求職受付票の状況

	Į		1	月		S 40 6	7	8	9	10	11	12	S 41 1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	S 42 1	2	3	計
新佚	規 保手	登 長・才	録	者	数票)	45	102	55	49	44	41	34	46	50	83	107	65	83	49	22	35	21	12	25	27	50	37	1,082
月	末	失	効	者	数	1	-	1	31	131	42	86	37	38	0	103	102	33	72	93	35	34	19	11	7	24	70	970
翌(岩	月へ	繰 有 效	成されて	れる酸者	数)	44	146	200	218	131	130	78	87	99	182	186	149	199	176	105	105	92	92	98	118	144	111	2,890
	間家				員	6	26	34	36	49	50	45	47	58	67	88	83	91	82	71	63	63	60	59	60	75	65	1,276
内	直	行	実	人	員		4	8	14	18	17	19	22	23	33	41	35	26	30	33	33	333	36	38	36	36	37	572
失	保受	給	者身	《人	員	0	0	0	6	3	11	15	19	5	9	15	27	0	3	1	16	5 11	19	31	42	22	20	275

多くなっている。こうした申請者には失業保険の意義と必要性を説明しているものの、被用者 5 人未満の小企業 (失保非適用)に就労した場合は、失保、健保の両手帳に印紙の添付がなく、また土建作業の現場に就労する労働者にあっては、2 ケ月28枚の印紙をはってもらうことは、なかなか困難であり、彼らの求める医療給付も受けられない実情であり、これらの点、センター職員の説明にも苦慮するところである。

#### B 日雇労働者健康保険

日雇健保の場合は、失保とことなって、日雇労務者がその保健上切望していることが、手帳の代理交付数に現われている。40年度の健保手帳の交付数は、1,082名であったが、本年度は940名、総計2,023名になった。失保の交付数と比べると、2倍となる。両保険ともその給付を受けるには、2ヶ月間に28枚の印紙を手帳にてん付さ

れることが要件であり、失保の給付は認定のむずかしさ と低額なので、余り希望がないのに反し、健保の給付は 自分の欲する病院で何時でも自由に治療がうけられ、そ の上僅にせよ、休養中の保障手当が支給される魅力があ る。昭和41年12月の年末貯金友の会の加入者 435名につ いて、調査したところ、保健または失保の手帳を持つも のは全会員の3分の1の137名、その内訳は健保97名、 失業40名で、ここでも健保が失保の倍数を示している。

健康保険が重要視されることは、日雇労働者の就労が 短期、断続的で、しかも職場先を転々と変えて、日銭を かせぐ不安定な生活であり、自分の体だけが唯一の頼り なのだから、傷病した場合の失業を考えると、もっとも 至極のことである。日雇労働者の福祉のため、失保と健 保の促進にあわせ、この地域に労働者を対象とする保険 医療施設が開設されなければならないことを痛感する。

#### 第 5 表

#### 日雇労働者健康保険取扱数

被保険者手帳と受給資格取得者月別取扱交付数

	S 39	10	11	12	S 40 1	2	3	小計	S 40 4	5	6	7	8	9	10	11	12	S 41	2	3	小計	計
被保険者 帳	12	3	1	4	2	7	44	73	101	88 (3)	113 (2)	136 (2)	89 (5)	82 (17)	58 (8)	55 (8)	32 (2)	64 (4)	69 (5)	123 (1)	1010 (59)	1083
受給資格取 得者	2	0	3	0	9 (7)	0	15 (8)	29 (15)	7 (1)	8 (2)	35 (11)	24	27 (4)	27	11	8	4	15 (3)	10 (4)	15	191 (25)	22(

	S 41 4	5	6	7	8	9	10	11	12	S 42	2	3	*=
被保険者手帳	.101	86 (1)	116	112 (4)	77 (3)	72 (6)	68 (1)	63 (2)	30 (3)	65 (1)	73 (1)	77 (7)	940 (31)
受給資格取得者	21	13	15	17 (1)	34	17	20	19	16 (1)	11	14 (1)	22 (4)	219 (7)

| 被保険者手帳 2023 (90) | 総計 | 受給資格取得者 439 (32)

註 ( )内の数字は、センターを通さずに被保険者手帳を受けた者が 受給資格者票又は受給資格確認の手続を依頼しにきた数である。

# Ⅲ 職業・生活相談の事業

センターは毎日多くの職業その他の相談や苦情処理を 受けつけているが、センターほど多種多様で複雑、深刻 な相談はあまり例をみないのではなかろうか。41年度の 相談統計は別表のようであるが、その具体的内容につい て項目別に事例をあげ、どのように処理しているのかを 明らかにする。

#### 1 職業相談

職業相談は主に求職相談で、特徴的なのは「どこか良い働き口はないか」とか「アブレタので販場でもどこでもよいから紹介してくれ」という相談、また日雇仕事にありついている人々の相談では「直行、常雇で行けるところはないか」とか「良い仕事はきていないか」など、現在自分が従事している仕事より一層条件の良い安定した仕事を求める相談が多い。これらの相談は日雇労働者がたえず半失業の状態にあるか、その危機にさらされている不安定就労者の切実な要求でもあろう。相談におとずれる多くは、西成に居住し働きざかりの20才~40才までの者が非常に多く、時には肉体労働は到底無理と思われる老人や、大きなボストンバックをさげた出稼らしい者、まれには妻子をつれ一家揃って窓口におとづれる人もある。

これらの求職相談者の取扱は、まず希望する者には求職登録をしてもらい、今までどんな仕事をしており、どんな仕事を求めているのかを尋ね、センター寄り場の青空あっせんを説明する。即ち朝早く起き現金仕事へ行くか、夜勤の行くよう話す。住込みを希望する者には、センターに求人申込みのある住込飯場や会社関係の求人票掲示板を見てもらい、本人が希望する所へ連絡を取り紹介する。技能を有する者や居住の一定している者には職業安定所へ行ってもらう場合もある。港労法施行以後は本船沿岸作業を希望する人々には直接大阪港職安へ行くよう指導している。

このような方法で求職者に対処しているが、切実な求職者の要求に対して充分答えられないの現況である。センターとしてはもっとたくさんの求人先を把握しなければならないと思う。

その他の職業相談では、働き先で健保や失保の印紙を 貼ってくれない所があるので、全部貼るようにしてほし いという要望や「西成から行く仕事はどこもかしこもケ タオチばかりだ、もっとまともな仕事を世話しろ」とか 「ヤミ手配が多いので何んとか取り締れ」などの相談や 抗議的陳情が多い。

求職登録者が非常に多い(41年度のみで2,727名)。た しかに求職のため登録する者が多いわけだが、なかには 登録しておけば何かのとくになる、たとえば医療紹介が 受けられる、身分証明証がわり出来る、職安の登録カー ドを受けるため、社会保障に加入するためなど、多くの 目的と合わせて登録する場合が多い。

#### 2. 条件違反や苦情の相談

ここで問題になる条件とは、主に労働時間、作業内容 食事、交通の有無、雇用契約期間(特に飯場)、預け等 で、日雇特有の問題である。具体的な例として、午前 8 時一午後 5 時の契約で行ったが、約束の時間以上働かさ れ、しかも残業賃を支払ってくれない、小廻りの話し合 いで行ったが、それでなかった、現場の片付、雑役とい う作業内容で行ったが、土工、堀方、生コン、カード押 しなどをやらされた、15日契約で入飯したが、現場へ行 くとそんな約束はしていないなど、などである。一見さ さいであるようだが、日雇労働者にとっては頭にくる大 きな問題だけに、たえず発生している。

そのような問題が現場で発生した場合、現場で解決する場合もあるが、そこで決裂すれば、仕事をほっぽらかし、怒りが暴発的にセンターに投げ込まれる。センターに求人条件を出してある場合は、問題は少なく、あったとしても、比較的スムーズに解決されるが、いわゆる「ヤミ手配」無届で行った場合に問題が多く、解決にてこづり、時には雇主も電話番号がわからず、困惑の極点に達する時がある。

これら条件違反を少なくするためには、雇用形態の改善、即ち手配師を通さず、雇用主が直接募集にくると同時に、口約束ではなく、センターに求人申込みをし、労働条件を明確にしてもらうことであり、労働者自身も条件をよく確認してから就労することである。

#### 3. 賃金の不払

これは相談のなかでも、とりわけ大変な相談である。 それもそのはず、一日働く事によってのみその日の生活をささえている日雇労働者にとっては、これほど深刻で大切な問題はない。

「働いたけど金を支払ってくれない、センターはどうしてくれるんだ」なんてどなり込んでくる場合もしばしば。それに酒でも入っていればことはめんどうになる。賃金不払は特に飯場関係が多い、その例として、A飯場に1,200円、土工、預なし15日契約という条件で入飯し、15日間働き満期にななったが、賃金を支払ってくれない手配料のことで「お前をつれてくるのに 2,000円も 手配料や車代がかかっており、退飯時に賃金から差引く」など、経営が困難という理由で、賃金をなかなかもらえず退められない、賃金支払時になってオヤヂがいなくなった、どこで支払を受けるのかわからない、1,300円で行ったが、仕事が出来ないということで1,000円 しか支払

これら全ての事故に伴なう苦情や不満をよく聞き確認してから、雇用先へ電話するわけだが、多くの場合双方の言い分がくいちがう。たとえば15日契約で雇用していないとか、預けは3日だとか、酒ばかり飲んで仕事しなかったとか、トンコ(逃亡)したから支払わないとか、物を持って逃げたとか全般的に労働者の言い分を否定することから話しが始まるので、複雑だ。双方の言い分をよく聞き、客観的に解決していくわけだが、その過程はなみたいていではない。飯場としては、人手不足が大きなだけ、1人でも多く長く働いてもらおうと、足止めを策し、預けや残金を残そうとたくらみ、他方働く者は、やめる時には全部もらってくる(当然であるが)という対力が、預けや賃金未払という形で発生する。

話し合いの結果「いつでもよいから取りにこい」とか 「今度の支払日にくれば支払う」いうケースが多い、す ぐ行く場合は良いが、指定された日に行かず、また行け ず、残金をそのまま残しっぱなしもある。時には職員と 一緒に飯場へ出向き解決する場合もあり、なかには良心 的な飯場もあって送金してくれる所もある。問題によっ ては、オヤヂ(飯場の経営者)と話していたのでは解決 出来ず、元請と話す時もある。この場合ほとんど解決す るが、場合によってはこれも出来ない時もある。こんな 時は労働基準監督署へ行ってもちったり、申告書を提出 し、公けの機関で解決してもちう。

条件違反や賃金未払その他あらゆる相談で、私達が一 番困ることは、①かたり以前(2~3年)の問題をもち かけてくることである。当時の詳しい事情がはっきりせ ず、 連絡先が わからない場合は 全然 つかみどころがな い。金のある時はあまり問題とせず、というよりも忘れ ており、アブレタとか病気になって困った時に思い出し て相談にくる場合である。②相談者のなかには働き先の 名前、住所さえ知らない時があり、ただ漠然と何線の何 駅で下車すればすぐだ、なんて言う例もある。③大阪か らかなり離れた場所、たとえば名古屋、富山、東京、岐 阜などでの事故相談をもちかけてくること、④ヨッパら って相談にくること、何にを言っているのか聞くだけで くたくたになる。こんな場合は1つの用件だけでなく、 日頃の不平不満も出され、ケース・ワーカーは神経が疲 れる。⑤センターに届け出のない飯での事故相談は、労 働条件や住所連絡先が不明のため解決に相当の時間がか かる。⑥職員は一生懸命解決するため努力しているが、 なにしろ相手があり、それもひとくせもふたくせもある 相手だから、解決出来ない場合もある。そんな時「セン ターはワイラの見方ではないんか、手配師やオヤヂの味 方かい」なんてドナラられる時だ。

### 4 労働災害に関する相談

今年は労働災害に関する相談が全相談数の50%以上も 占め、非常に多かった。労災相談は大別して手続上の問題と休業中の生活費の問題即ち休業補償費の立替に分け ちれる。手続上の相談として「怪我をしたのだが、どの ような手続をしたらよいのか」という相談である。この 場合労災の手続を説明し、事業所へ連絡し現認証を発行 してもらうわけだが、ここでしばし問題となるのは「怪 我をした者はいない」とか「現認者がいない」とか言っ て現認証を発行しない事業所がある。また別に「少しの 怪我では労災にしない」とか、労災保険に加入していな い場合などであるが、いづれにせよ手続上の相談は比較 的簡単に解決する。最も困るのは休業中の生活費の問題 である。

その日その日の生活に追われ、生活の余裕がない状態が多いため、怪我した時点から深刻な問題となる。一般的に休業補償費は一定期間の治療を受け、労基署に請求し、約20日~40日後に支給されるわけだが、日雇労働者はそんなのんびりしたことはいっておれず、労災として認定された時点から休業補償費の立替え相談が始まる。

港湾関係の事業所は非常に良く立替えてくれるが、土 木、建設関係はなかなかやってくれない。「休業中の生 活
す
で
而
倒
は
み
れ
な
い
」
「
休
業
中
は
飯
場
で
生
活
さ
せ
て
や るから帰って来い」「以前立替えたが二重取りされた」 とか、本人が不明でもらえなかった例がある、などいっ て、立替えてくれない。たしかに二重取りも多いようで ある、そのような事業主の損失をなくす立替えの方法と して、事業主から立替金をセンターが預かり、センター から毎日の立替金を出し、休業打切りの場合、必要書類 をそえ会社で清算し手続すると場合と、休業補償費請求 者の住所をセンターにして請求する。その場合は印鑑及 び委任状を預っておき、支払通知書がきたら労働者と一 緒に休業補償費を取りに行き、事業所の立替金を返済し 残りを労働者に渡すという方法で立替えをやっている。 いかなる理由があろうと、立替えないという事業所も多 いので、やむなくセンターが立替えるという方法もと る。労働福祉の立て前から、労災にあい、働けない人々 を放置しておくことは出来ないからだ。その他労災に起 因する相談としては、怪我をしてから長期間放置してお き、いたくなったので労災の手続を取ってくれ、という ような場合などは非常に困る。時間が長く経過すると労 災として認定されないからである。重傷、入院患者の場 合、しばしば相談を受けるのは、付添婦と部屋代の差額 負担のことである。はじめは事業主が負担するというこ とでやっているが、長期になり、負担も増大してくると 負担しなくなる場合、負担せよ、しないの問題が発生す

事					Į	ĮĮ.	故	ζ	相	談			家庭」和歌	4:	教	そ	
年 項	職業	相談	条件	違反	賃金	未払	手	労続!	災立	替	暴	力	家庭}相談 (尋ね人)	生活相談		n	計
			現	飯	現	飯	現	飯	現	飯	現	飯	(尋ね人)	談	護	他	
月 41 4	542	(182)	29	0	6	81	59	21	392	44	0	2	81 (53)	59	91	4	1.411
5	557	(219)	24	14	30	91	38	21	473	23	3	3	87 (51)	37	82	6	1,489
6	610	(359)	17	15	11	55	39	4	340	- 1	0	1	93 (52)	41	51	3	1,281
7	410	(247)	31	18	6	62	43	31	459	28	1	2	100 (72)	40	42	4	1,277
8	405	(249)	28	17	10	71	31	23	661	34	1	2	101 (62)	21	23	5	1,433
9	455	(243)	38	16	23	59	51	10	1,091	0	3	3	83 (59)	24	28	0	1,884
10	429	(184)	20	16	25	55	71	19	1,020	13	0	1	75 (48)	16	29	2	1,791
11	758	(325)	43	28	26	96	66	42	988	24	2	2	74 (50)	45	- 23	0	2,217
12	345	(127)	42	29	18	97	72	33	1,033	7	0	1	73 (52)	37	28	4	1,819
42	404	(220)	29	33	34	109	64	43	1,316	9	0	0	104 (68)	42	33	7	2,227
2	498	(173)	12	69	24	94	130	21	1,397	22	0	6	85 (55)	96	47	13	2,514
3	328	(199)	25	29	19	59	188	12	1,993	10	0	3	88 (70)	24	23	10	2,811
計	5,741	(2,727)	338	284	232	929	852	280	11,163	215	10	26	1,044(692)	482	500	58	22,154

備考 ①職業相談の()は求職登録者数を表わす。 ②家庭、身上相談の()は来信数を表わす。 ③現は現金仕事、飯は飯場を示す。

る。時には退院まで負担してくれる所もあるが、そうでない時は結局なけなしの休業補償費からその差額を負担する場合もある。また入院先から小使い、着がえ、日用消耗品がなく困っている、何んとかしてほしいという電話や手紙を受けとる。事業主に話してもやってくれない見舞も来てくれない等の苦情もある。多くの場合一般の入院患者と比較して何かと不自由を感じ、またみおとりがするので、いたたまれなく、酒を飲んだり、看護婦とケンカしたりするケースが多く、強制退院や自己退院してくる者もある。

現在の休業補償費が低く、生活が出来ないと言う相談 もある。なかには生活保護(教育扶助、住宅扶助)の適 用を受けている者もある。釜ヶ崎の労働者は非常に労災 が多く、時には「労災病」(なまけ病)で働かず、うま く生活していると言って批判するものがある。たしかに そう思われる者もあるかも知れないが、労災の基本は労 災事故のないような安全対策を講じ良い労働環境を作り 災害を防止することが大切ではなかろうか、同時に働く 者に対する安全教育も大切だ。具体的数字の説明につい ては別項「休業補償の立てかえ」を参照ありたい。

## 5. 暴力についての相談

主に働き先(特に飯場)でのケンカ、若衆に殴られた 作業中追いまくられ殴られた、賃金を取りに行ったら殴られた、退めると言ったらおどかされた等いろいろある。その原因となることは単純でかつ何んでもないような場合が多いのだが、日頃の不満があるためちょっとした事でも大きな問題、暴力などになる。具体例として、倉庫で維役作業中、もたもたしすぎるという理由で、腰を安全靴でケトバサレ、2ヶ月も通院した例や、コンベアー作業中、乱雑すぎると称し、長靴で顔面をケトバされた、ある団地工事でカード押し30m位の細い道を歩いて押していたら、オヤヂにどなられ、牛馬のように走らされたので、しやくにさわり、途中でトンコして来た等である。建設関係での暴力もたえないが、今年の特徴として港労法施行以来、大阪港における暴力沙汰が非常に減少したということである。

その他の暴力相談として、釜ヶ崎地区センター寄り場の周囲やセンター内における暴力がある。寄り場でヤミ 手配師に仕事をさそわれ、ことわり方が悪いと吹られた とか、ちよっとのことで手配師と労働者がグルになって ケンカしたとか、ヨッパらい同志がケンカしたとか、飲 み屋から出たとたん見知らぬ者から吹られ怪我をしたと か、頭を血でそめころげこんで助けを求めてくる者もあ ろ。

たまにはセンター内で起る時もある。いち早く職員が 直接仲入し、制するが、傷害が生じた場合は警察に依頼 する時もある。

#### 6. 家庭身上生活相談

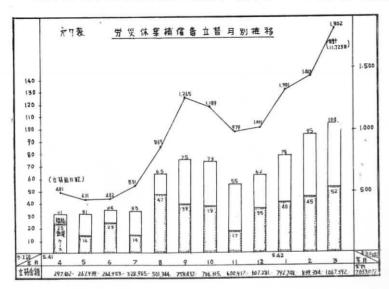
ここでは尋ね人がかなり多い、息子が家出している、 西成にいると思うので捜してほしい。内縁の妻の子供を 養護施設に入れてあるが、主人が生死不明で困っている 何んとか捜してほしいなど、手紙の依頼もかなりある。 その他子供の教育や結婚のことが心配だ、結婚に失敗し て、郷里には帰りたくない、住民票、戸籍抄本、謄本な どを取りよせてくれないか、住宅申込みをするので給与 証明を発行してほしい、住宅に困っている申込みをして

いるがたかたか入れてくれたいたど、あるいは生活に困 っているので、家へ雷話をかけてほしい、手紙を書いて ほしい、交通事故に出合い示談の相談、夫婦で働きたい のだが子供を預けてくれるところはないか、子供をおろ したいのだが相談を聞いてくれ、妻の入院で因っている 何んとかしてほしい、ドヤ生活からアパートに変ろうと 思うがたかたか金がたすらない、今まで日雇であったが 常雇になり、給料制になった、給料日までの生活費を何 んとかならないか、子供の教育費や住居費に困っている 生活保護の手続を教えてほしい、病気で働けなく困って いる医療費を何んとかしてほしい、仕事にアプレた、メ シ代を貸してくれなど、いろいろな相談がある。救護は ほとんどアプれて困っているとか、または病気で働けた い者などが中心で、メシ代、ドヤ代、交通費など平均10 0円~300円程度貸与する。これらの相談に共通している ことは、何んらかの形で経済的不安に精神的不安定がつ きすとっている、ということである。

# IV 休業補償の立てかえ700余 万円

この地域の労働者の8割までが、労働災害の多い産業 一港湾荷役業や建設業の現場で働いているので、事故 にあう危険度はきわめて高い。しかも地方や農村から流 出してくる新しい労働力だから、馴れない危険な仕事が 悪い労働条件と日雇という不安定な雇用形態で、十分な 安全教育もなされないまま、ぶっつけ本番でなされる。 災害が多くなるのは当然のことと思われる。

一たん事故にあうと、身体がもとで(資本)であるだ



けに、収入は直ちに途絶え、たちまち生活に難渋をきたし、その日に泊るドヤ代にもことかく状態になる。それ故、災害を受けた労働者たちにとっては、休業中の生活保障は緊急の課題であり、それが労災保険により、1ヶ月もおくれ労働基準監督署からの支払いを待っていたのでは、乾干しになる。そこで休業補償費の立て替えをしてもらえるかどうかが死活の問題となってくる。

こうしたきびしい背景のもとに、労災に関する休業補 償費の立て替えとその相談件数が著しい増加をみせてい る。昭和40年度の労災立て替えが150ケース、130万円で あったのに対して、昭和41年度には387ケース、約700万 円と、立て替えを受けた労働者の数は3倍近く、金額で

> ケース数の増加よりも立て替え金 額の増加が著しいのは、平均2週間 の休業日数が、41年度は1ヶ月にも

は5倍以上にもなっている。

なっていることや、平均賃金の増加 によるものである。

別表のように、病院での最初の診断では、1週間以内のケガが約40% 2週間以内を含めると7割近くにもなって、平均30日の休業は考えられないが、始めの診断どおりで済むことは少なく、多くは幾度も休業の追加診断を受けて、休業日数が延びてゆく。

傷病部位は、手や足の場合が多く 骨折などで障害が残るケースも可成 りの数になる。

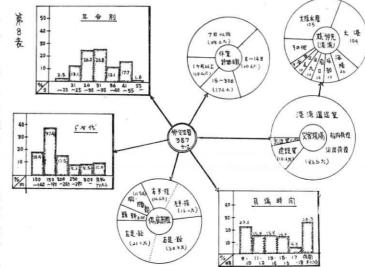
年令層は、20代、30代の働き盛りが多 く、この地域から就労する労働者の年令 権成を反映している。

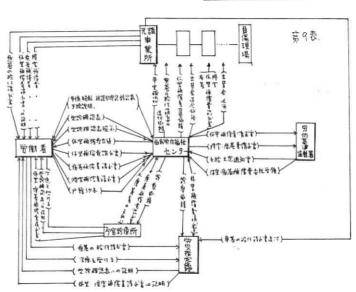
災害発生の時間的変化をみると、作業 開始後1~2時間のケガが比較的多いこ とや、夜勤中に多いことが特徴的であ る。このことは、最初にのべた雇用形態 による不熟練労働や、災害度数率の高い 荷役業での深夜労働と無関係ではない。

立て替えケースの8割強が港湾荷役、いわゆる仲仕業の災害であるが、その就 労先をみると、大阪水産と、大港がずば ぬけて多い。大阪水産は、冷凍物の荷役 が中心であるために、大港はスクラップ などの荷扱いが多いために、災害が多いものと推察される。

労災の休業補償費は1日平均600円に しかならないために、労働者の生活は極 めてみじめである。その多くは単身労働 者であるが、200円前後のドヤ代(簡易 宿泊所や日払いアパートの1日の部屋代 )を払って、食事をし、タバコを買い、 岡呂に入ると一銭の余裕もなくなる。こ の様なきりつめた生活が1ヶ月も2ヶ月 も続くと気が狂いそうになるという。長 い退屈な時間をもて余して、環状線の電 車でぐるぐる回ったり、動物園で動物と 共にすごしたりする。という話しが聞か される。これが世帯持ちになると更に深 刻である。約1割の40ケースが妻や子と 同居しているが、部屋代が何日分溜った 米代がない、子供の給食費を払わないと

学校に行かないなどと、生活の苦しさを訴えて、休業補 償費の先貸しを頼んできたりすると、私たち職員は事情 が分るだけに苦境に立たされる。





この様に、この地域の労働者は、常に仕事が保障されることのない不安定な中で、危険な激しい労働の中に身をさらし、たえず生活の危機に脅かされているのである。

# 慰安の夕に2千数百名

労働者を慰安し、なごやかなムードをつくる、センター主催の「労務者慰安の夕」は41年9月28日の晴れた夜6時30分から、あいりん地区三角公園の野外舞台で開催された。松尾専務理事の挨拶があって、浪曲、奇術、歌謡曲、慢木などの熱演がくいひろげられ、集った2千数百名の聴衆の喜びの拍手にまじって、酔余の「おっちゃん」が熱狂して舞台にあがり、本職の歌謡に和して、手

ぶり身ぶりよろしく、おどりくるって、やんやとよろこばれる、楽しい風景を点出し、楽しさいっぱいを満喫して、9時終了した。

41年度予定の第2回は気候のため少しのばし、42年4 月22日午後6時から、三角公園で開催、労務者、一般市 民約千五百名が参集して、前同様バライティのあるだし ものに笑い興じ、楽しい春の夜のひとときをなごやかに おくった。